

2022年9月22日



各位

会社名 株式会社 ステムリム  
代表者名 代表取締役会長 CEO 富田 憲介  
(コード番号:4599 東証グロース)  
問合せ先 経営管理部 植松 周平  
(電話番号:072-648-7152)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記の通り「定款一部変更の件」について2022年10月26日開催予定の第17期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度が2022年9月1日に施行されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。
  - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
  - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
  - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第14条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第1条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第16条～第31条 (条文省略)</p> <p>(監査役の選任の方法)</p> <p>第32条 当社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第16条～第31条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任の方法)</p> <p>第32条 当社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになった場合に備え、株主総会の決議によって補欠監査役を選任することができる。</p> <p>③ 前項の補欠監査役選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年後のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>第 34 条～第 47 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</p> <p><u>ただし、前条第 2 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p>第 34 条～第 47 条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p>① <u>定款第 15 条 (電子提供措置等) の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</u></p> <p>② <u>本附則は、2023 年 3 月 1 日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 3. 日程 (予定)

定款変更のための定時株主総会開催日 2022 年 10 月 26 日 (水)

定款変更の効力発生日 2022 年 10 月 26 日 (水)

以 上